資料4－ｂ

流山市における受任者調整を見越した専門職の事前関与スキーム（B案）

目的：本人や養護者による独力での解決が困難であり、身近な支援者にとって支援困難な要因が複合するケースに対し、

専門的な知見を加えることでチーム支援をより強固なものとする。ひいては、グレーゾーンの中で対応せざるを

得ない支援者を守り、支援の持続可能性を高め、本人の生命や権利を守ることにつながる。

専門職を含めたチーム支援のために、個人情報を共有する

ことについて、可能な限り本人や親族の同意を得る

本人の同意が得られずとも支援が必要な場合に、専門職は

「支援者に対する支援」の位置づけで関与する。その場合、

個人情報の取り扱いには細心の注意を払う

**課題の抽出段階**

**(アセスメント)**

**判断能力の低下と、それに伴う権利侵害が**

**危惧される状況で、成年後見制度の利用の可能性があり、**

**権利擁護支援チーム構築と専門職の事前関与を要する状況**

専門職に事前関与報酬が支払われる

（成年後見推進センターから振込）

**司法書士**

**社会福祉士**

**行政書士**

**市民後見人**

**情報収集チームの編成**

* 上記全職種ではなく、課題に適した専門職を選出する

**専門職（弁護士以外を想定）を含む情報収集チームを編成する**

**本人の支援に必要となる情報の収集と整理を行う（現地視察等も想定）**

原則専門職団体に推薦を求めるが、急を要するケースは成年後見推進センターがリストに記載された専門職に直接連絡できる

対面を基本とし、困難な際はZOOMや電話による双方向のやりとりで行う

チーム支援の段階でも必要に応じて

権利擁護アドバイザリーを活用する

**① 不足した情報の確認**

**② 課題･優先順位等の整理**

**③ 支援方針･方法の提案**

**弁護士**

* 情報収集チームの専門職も同席する

**④ 非弁行為等、法律や**

**制度上のリスク判断**

* 同ケースで複数回利用も想定される
* 相談内容と結果を流山市に報告頂く

権利擁護アドバイザリーを

経て、専門職の事前関与以外

の方法で対応する場合もあり

得る。(法テラスの活用など)

**いずれかの協議の場をもって、市が方針を決定する**

**権利擁護支援チームの編成**

**弁護士**

**情報収集チームが、そのまま権利擁護支援チームとなり支援を開始**

**を加えた権利擁護支援チームを編成し、支援開始**

**可能であれば本人や親族、関係者の面談を設定し、今後の支援について打合せを行う**

本人の判断能力が

後見類型程度

本人の判断能力が

保佐・補助

類型程度

判断能力が不十分である以外にも、養護者

からの虐待やセルフネグレクト、経済的理由

などで契約が行えない状況が想定される。

**事前関与する専門職が、本人と任意契約を締結し、**

**成年後見制度発効前の「狭間の支援」を行う**

**権利擁護支援チームによる包括的な関わり**

**これらを含めた包括的な権利擁護支援を、関係者がチームとなって行う**

**他制度利用の検討**

**成年後見制度の妥当性判断**

**課題解決のための対応**

**打合せの適宜実施**

**本人･関係者と適宜面談**

**成年後見制度を利用せず見守りを中心としたチーム支援継続**

**成年後見制度の申立てが妥当**

**終期･成年後見申立て**

**事前関与した専門職が候補人**

**となって申立てを支援する**

**(本人･親族による申立てが困難**

**な場合は市長申立てを行う)**

候補人は事前関与した専門職の意見を重視。

**事前関与を一旦終了**

**事前関与の継続**

**他の専門職に引き継がれる**

　（重視した点・特徴）

　　・迅速性（真っ先に専門職と同行訪問することを想定）

　　・複数の専門的な視点に基づく情報収集が可能

・情報が集約した状態で利用することで、アドバイザリーの効果を最大限に発揮できる

　（方法・活用の流れ）

　　① 一次相談窓口が事案を把握した段階で成年後見推進センターに相談。

② 成年後見推進センターが一定の基準のもと専門職（弁護士以外を想定）に依頼し“情報収集チーム”を編成する。

* ながれやま権利サポート会議のように4職種集めるというより、その時点で把握されている情報に基づき、適している

と判断される専門職（基本的に1名を想定）に情報収集チームに入っていただき、情報や課題の収集と整理を共に行う。

③ “情報収集チーム”の専門職には本人の支援に必要と思われる情報の収集・状況の整理を依頼する。

④ 集約された情報をアドバイザリーにかけ助言をいただく。（対面を想定し、情報収集に携わった専門職にも同席いただく）

　　　（１）非弁行為等のリスクがあると判断された場合

　　　　　　非弁行為等のリスクにかかる要因については、弁護士に対応していただく。

　　　（２）非弁行為等のリスクがないと判断された場合

　　　　　　“情報収集チーム”を本人の権利擁護チームと置き換えて支援を開始する

　　　（３）情報収集の段階で支援に疑義がない場合

　　　　　　（２）と同様

　　⑤ アドバイザリー利用時は、その結果について何らかの方法で報告書を作成する。